

(目的)

第1条 この条例は、児童について児童育成手当（以下「手当」という。）を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（平11条例13・一部改正）

(手当の趣旨)

第2条 手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであって、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従って用いなければならない。

（平11条例13・一部改正）

(用語の定義)

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保護者 児童若しくは障害者を扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する父若しくは母又は父母に扶養されない児童若しくは障害者を扶養する者をいう。

(2) 18歳に達した日の属する年度の末日 18歳に達した日以後における最初の3月31日をいう。

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

（平10条例11・一部改正）

(支給要件)

第4条 手当は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給要件児童」という。）の保護者であって、あきる野市の区域内に住所を有するものに支給する。

(1) 父若しくは母が死亡し、若しくは規則で定める程度の障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童

(2) 20歳未満の者であって、別表に定める程度の障害を有するもの

2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) 保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) 支給要件児童が規則で定める施設に入所しているとき。

(3) 支給要件児童（前項第1号に該当する支給要件児童に限る。）が父及び母と生計を同じくしているとき又は父及び当該父の配偶者若しくは母及び当該母の配偶者と生計を同じくしているとき（当該支給要件児童と生計を同じくしている父又は母が前項第1号に規定する規則で定める程度の障害の状態にあるときを除く。）。

（平10条例11・平11条例13・一部改正）

(種類及び額)

第5条 手当は、月を単位として支給するものとし、その種類及び種類ごとの額は、支給要件児童の区分に応じて、次の表のとおりとする。

支給要件児童の区分	種類	支給要件児童1人当たり月額
前条第1項第1号に該当する児童	育成手当	13,500円
前条第1項第2号に該当する者	障害手当	15,500円

2 保護者が、育成手当及び障害手当の支給対象に該当するときは、各手当の支給額を合算した額を支給する。

（平8条例6・平11条例13・一部改正）

(受給資格の認定)

第6条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請し、受給資格及び手当の額について認定を受けなければならない。

（平11条例13・一部改正）

(支給期間及び支払期月)

第7条 手当は、前条に基づく受給資格の認定を申請した日の属する月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。
- (1) 支給要件児童について、東京都の区域内の特別区又は他の市町村において、この条例に基づく手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月の初日から15日以内に当該支給要件児童に係る受給資格の認定の申請があったとき 当該同種の手当が支給された最後の月の翌月
  - (2) 災害その他やむを得ない事由により、受給資格の認定の申請をすることができなかった場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたとき 当該事由により受給資格の認定の申請をすることができなくなった日の属する月の翌月
- 3 手当は、毎年2月、6月及び10月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(手当額の改定)

第8条 手当の支給を受けている者につき、手当の増額を必要とする事由が生じた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。

2 手当の支給を受けている者につき、手当の減額を必要とする事由が生じた場合における手当の額の改定は、その事実の発生した日の属する月の翌月から行う。

3 前条第2項第2号の規定は、第1項の規定に基づく増額の改定について準用する。

(未支払の手当)

第9条 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていないものがあるときは、その者が扶養していた支給要件児童であった者にその未支払の手当を支払うことができる。

(支払の調整)

第10条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

(手当の返還)

第11条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(届出義務)

第12条 手当の支給を受けている者は、規則の定めるところにより、市長に対し、規則で定める事項を届け出、かつ、規則で定める書類その他を提出しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日の前日までに、合併前の秋川市児童育成手当条例(昭和46年秋川市条例第27号)又は五日市町児童育成手当条例(昭和46年五日市町条例第28号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成8年条例第6号)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成8年3月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第11号)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後のあきる野市児童育成手当条例第3条第2項及び第4条第2項の規定は、平成10年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成11年条例第13号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、第1条、第2条及び第4条から第6条までの改正規定は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

(平11条例13・一部改正)

- (1) 知的障害者であって、精神発育の遅滞の程度が中度以上であるもの
- (2) 身体障害者であって、身体の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、2級以上であるもの
- (3) 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者

○あきる野市児童育成手当条例施行規則

平成7年9月1日

規則第61号

改正 平成8年5月31日規則第12号  
 平成9年5月30日規則第14号  
 平成10年5月22日規則第17号  
 平成11年2月22日規則第8号  
 平成11年5月28日規則第22号  
 平成12年5月31日規則第23号  
 平成13年5月15日規則第21号  
 平成14年5月24日規則第15号  
 平成15年5月23日規則第23号  
 平成17年3月30日規則第17号  
 平成17年11月25日規則第36号  
 平成18年5月26日規則第25号  
 平成18年8月25日規則第32号  
 平成19年3月30日規則第11号  
 平成22年5月20日規則第12号  
 平成24年5月25日規則第13号  
 平成24年8月29日規則第21号  
 平成25年3月29日規則第21号  
 平成25年12月20日規則第29号  
 平成27年12月21日規則第32号  
 平成28年3月29日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、あきる野市児童育成手当条例（平成7年あきる野市条例第78号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(障害の状態)

第2条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。  
 （平10規則17・平11規則8・一部改正）

(父母が婚姻を解消したと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童)

第3条 条例第4条第1項第1号に規定する「これと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童」とは、次の各号のいずれかに該当する児童であつて、18歳に達した日の属する年度の末日以前のものをいう。

- (1) 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）若しくは母の生死が明らかでないか、又は父若しくは母が引き続いて1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続いて1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童
- (5) その他市長が前各号のいずれかに準ずると認める児童

（平8規則12・平10規則17・平17規則36・平22規則12・平24規則21・平25規則29・一部改正）

(所得の額)

第4条 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び児童の数に応じて、それぞれ次の表の右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	3,604,000円
1人以上	3,604,000円に扶養親族等又は児童1人につき38万円（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族にあつては1人につき48万円、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）にあつては1人につき63万円）を加算して得た額

（平24規則13・全改）

(所得の範囲)

第5条 条例第4条第2項第1号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（平10規則17・一部改正）

（所得の額の計算方法）

第6条 条例第4条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる控除を受けた者については、当該各号に掲げる額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除 その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- (3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除 その控除の対象となった寡婦又は寡夫につき27万円（当該寡婦が同法第314条の2第3項に規定する寡婦である場合は、35万円）
- (4) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除 その控除の対象となった勤労学生1人につき27万円

（平10規則17・平11規則22・平14規則15・平15規則23・平18規則25・平19規則11・平22規則12・一部改正）

（施設）

第7条 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（保護者と共に入所する施設及び通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、監護又は援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設

（平10規則17・追加、平11規則8・平18規則32・平24規則13・平25規則21・一部改正）

（受給資格の認定の申請）

第8条 条例第6条の規定による受給資格及び手当額についての認定の申請は、児童育成手当認定申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 児童育成手当（以下「手当」という。）の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）の扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する条例第4条第1項に規定する支給要件児童（以下「支給要件児童」という。）があきる野市の区域内に住所を有しないときは、当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 受給資格者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- (3) 受給資格者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類及び当該支給要件児童（条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童に限る。）の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本
- (4) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるときは、当該受給資格者及び当該支給要件児童の戸籍の謄本又は抄本
- (5) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父又は母が別表に定める程度の障害の状態にあることによって申請する場合には、当該事実を明らかにすることができる書類
- (6) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父母が事実上の婚姻関係を解消したこと及び当該支給要件児童が第3条各号のいずれかに該当することによって申請する場合には、それぞれ当該事実を明らかにすることができる書類
- (7) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例別表に定める程度の障害の状態にあることによって申請する場合には、当該事実を明らかにすることができる書類
- (8) 受給資格者がその年（1月から5月までの月分の手当については、前年とする。）の1月1日に

において、あきる野市の区域内に住所を有しなかったときは、当該受給資格者の前年（1月から5月までの月分の手当については、前前年とする。）の次の事項についての当該区市町村長の証明書

ア 所得の額

イ 条例第4条第2項に規定する扶養親族等の有無及び数

ウ 第4条に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数

(9) 受給資格者が前年（1月から5月までの月分の手当については、前前年とする。）の12月31日において、所得税法に規定する扶養親族でない児童の生計を維持したときは、当該事実を明らかにすることができる書類

（平10規則17・旧第7条繰下・一部改正、平13規則21・一部改正）

（認定及び却下の通知）

第9条 市長は、条例第6条の規定に基づき、受給資格及び手当額の認定をしたときは、児童育成手当認定通知書（様式第2号）により、当該受給資格者に通知する。

2 市長は、受給資格の認定の申請をした者について、受給資格がないと認めるときは、児童育成手当認定申請却下通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知する。

（平10規則17・旧第8条繰下・一部改正、平22規則12・一部改正）

（支払期月の特例）

第10条 条例第7条第3項ただし書に規定する「特別な事情」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 受給資格が消滅したとき。

(2) 支払期月が経過した後において支払うとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、災害、疾病その他で市長が特に必要と認める事由があるとき。

（平10規則17・旧第9条繰下、平17規則36・一部改正）

（手当額の改定）

第11条 条例第8条第1項に規定する手当額の改定の申請は、児童育成手当額改定申請書（様式第4号）に、新たな支給要件児童に係る次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

(1) 新たな支給要件児童があきる野市の区域内に住所を有しないときは、当該新たな支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し

(2) 新たな支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるときは、戸籍の抄本

(3) 第8条第2号、第3号又は第7号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類

(4) 第8条第5号又は第6号に該当する場合であって、新たな支給要件児童の父又は母とその他の支給要件児童の父又は母が同じでないとき（当該新たな支給要件児童が第3条第4号に該当する場合は、同じであるときを含む。）には、それぞれ当該各号に掲げる書類

2 市長は、手当額の改定の認定をしたときは、児童育成手当額改定通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知する。

3 市長は、手当額の改定の申請があった場合において、改定すべき事由がないと認めるときは、児童育成手当額改定申請却下通知書（様式第6号）により当該申請をした者に通知する。

（平10規則17・旧第10条繰下・一部改正、平22規則12・平24規則21・一部改正）

（支払の停止）

第12条 市長は、手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が第14条、第15条又は第16条に規定する届出を怠ったことにより、当該受給者の手当の支給を受ける権利の有無が明らかでないときは、手当の支給を受ける権利のあることが明らかになるまで、手当を支払わないことができる。

（平10規則17・旧第11条繰下・一部改正）

（手当の返還請求）

第13条 市長は、条例第11条の規定による手当の返還又は第17条の規定による受給資格の消滅若しくは手当額の減額をした者に対して支払うべきでない手当を支払った場合における当該手当の返還の請求は、児童育成手当返還請求書（様式第7号）により行うものとする。

（平10規則17・旧第12条繰下・一部改正）

（現況の届出）

第14条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、児童育成手当現況届（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 受給者の扶養する支給要件児童があきる野市の区域内に住所を有しないときは、当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し

(2) 受給者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類

(3) 受給者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類

(4) 受給者が第3条第1号、第3号及び第5号のいずれかに該当する児童を扶養しているときは、そ

れぞれ当該事実を明らかにすることができる書類

(5) 第8条第8号又は第9号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類

(平10規則17・追加、平11規則8・平24規則21・一部改正)

(受給事由消滅等の届出)

第15条 受給者は、あきる野市の区域内に住所を有しなくなったときその他手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに児童育成手当受給事由消滅届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 受給者は、支給要件児童の数が減少したときその他手当額を減額されるべき事由が生じたときは、速やかに児童育成手当額改定届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(平10規則17・旧第14条繰下・一部改正)

(氏名変更等の届出)

第16条 受給者は、氏名を変更したとき、又は受給者の扶養する支給要件児童のうちに氏名の変更した者があるときは、速やかに児童育成手当受給者等氏名変更届(様式第10号)に当該氏名を変更した者の戸籍の抄本を添えて、市長に提出しなければならない。

2 受給者は、あきる野市の区域内において住所を変更したときは、速やかに児童育成手当受給者等住所変更届(様式第11号)を市長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで支給要件児童を扶養することとなる場合には、第8条第2号に掲げる書類を添えなければならない。

3 受給者は、その扶養する支給要件児童のうちに住所を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当受給者等住所変更届を市長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで当該支給要件児童を扶養することとなる場合には、第8条第2号に掲げる書類を、変更後の住所があきる野市の区域外となる場合には、当該支給要件児童の属することとなった世帯の全員の住民票の写しをそれぞれ添えなければならない。

(平10規則17・旧第15条繰下・一部改正)

(受給資格消滅等の通知)

第17条 市長は、受給者が条例第4条に規定する支給要件に該当しなくなったときは、児童育成手当受給資格消滅通知書(様式第12号)により当該受給者であった者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合においては、この限りでない。

2 市長は、受給者に手当額の減額をすべき事由が生じたときは、児童育成手当額改定通知書により、当該受給者に通知する。

(平10規則17・旧第16条繰下・一部改正)

(未支払の手当の請求)

第18条 条例第9条に規定する未支払の手当を受けようとする者は、未支払児童育成手当請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(平10規則17・旧第17条繰下・一部改正、平11規則8・一部改正)

(添付書類の省略)

第19条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類について、1通又は2通以上の書類を添えることにより関係事項のすべてを明らかにすることができるときは、その明らかにすることができる書類を添えることをもって足りるものとする。

(平10規則17・旧第18条繰下・一部改正)

(台帳)

第20条 市長は、児童育成手当受給者台帳(様式第14号)を備え、第9条第1項の規定に基づいて、児童育成手当認定通知書を送付した者をこれに登載する。

(平10規則17・旧第19条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の日の前日までに、合併前の秋川市児童育成手当条例施行規則(昭和46年秋川市規則第23号)又は五日市町児童育成手当条例施行規則(昭和46年五日市町規則第7号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成8年規則第12号)

この規則は、平成8年6月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第14号)

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第17号)

1 この規則は、平成10年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則の改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成11年規則第8号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、第2条、第14条及び第18条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第22号）

1 この規則は、平成11年6月1日から施行する。

2 平成11年5月以前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現にあるこの規則の改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成12年規則第23号）

1 この規則は、平成12年6月1日から施行する。

2 平成12年5月以前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成13年規則第21号）

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第15号）

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第17号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成17年規則第36号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年規則第25号）

この規則中第1条の規定は平成18年6月1日から、第2条の規定は平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第32号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第11号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第12号）

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成24年6月1日から施行する。（経過措置）

2 この規則による改正後のあきる野市児童育成手当条例施行規則第4条の規定は、平成24年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成24年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後のあきる野市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成25年規則第21号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中あきる野市児童育成手当条例施行規則第7条第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第2条中あきる野市中心身障害者福祉手当条例施行規則第5条第1号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）及び第3条中あきる野市福祉事務所長委任規則第5条第9号の改正規定（「第5条第23項」を「第5条第22項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第29号）

この規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）の施行の日から施行する。

附 則（平成27年規則第32号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

（あきる野市児童育成手当条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第3条 この規則の施行の際現にある第2条の規定による改正前のあきる野市児童育成手当条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第2条、第8条関係）

（平10規則17・一部改正）

1 両眼の視力の和が0.04以下の者（測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。）

2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上の者

3 両上肢の機能に著しい障害を有する者

4 両上肢のすべての指を欠く者

5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有する者

6 両下肢の機能に著しい障害を有する者

7 両下肢を足関節以上で欠く者

8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障害を有する者

9 前各号に掲げる者のほか、身体の機能に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有する者

10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有する者

11 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有する者であって、市長が定めるもの



様式第1号(第8条、第14条関係)

(表)

◎ 前住地(都内の他区市町村)でこの手当と同じ手当を受給していた方は申し出てください。

						※ 第 号		
児童育成手当認定申請書 (現 況 届)								
申請(届出)者	(フリガナ)				個人番号			
	氏 名				生年月日	年 月 日		
					性 別	男・女	配偶者の有無	有・無
	住 所	方 電話番号						
	勤務先又は職業	電話番号						
支払希望金融機関等								
支給要件児童	氏 名 (生 年 月 日)	続 柄 同居・別居の別	受 給 事由	父 母 の 氏 名 (生 年 月 日)	障害の有無 (手帳の有無)	※ 手当区分		
	個人番号			(父)	有 ・ 無 (有 ・ 無) 「手帳 級」	育 成 障 害		
	( . . )	同居・別居		(母)				
	( . . )	同居・別居		(父)	有 ・ 無 (有 ・ 無) 「手帳 級」	育 成 障 害		
	( . . )	同居・別居		(母)				
( . . )	同居・別居		(父)	有 ・ 無 (有 ・ 無) 「手帳 級」	育 成 障 害			
( . . )	同居・別居		(母)					
児童育成手当の受給資格の認定(現況)を申請(届出)します。 年 月 日								
あきる野市長 殿				氏 名 _____ 印				
※ 所 得 額 の 計 算 等	年 分	① 控除対象配偶者及び扶養親族の数	人	② ①以外で前年の12月31日において生計を維持していた児童の数	人			
	扶養人数合計 ①+②	人	①のうち 老人扶養親族等の数	人	①のうち 特定扶養親族の数	人		
額 の 計 算 等	所 得 の 合 計 額			円	認 定 ・ 却 下			
	雑 損 控 除			円	認定・却下年月日	年 月 日		
	医 療 費 控 除			円	支給対象児童数	育成手当 人 障害手当 人		
	小規模企業共済等掛金控除			円	支給開始年月	年 月		
	配 偶 者 特 別 控 除			円	備考			
	障 ・ 特障 ・ 寡 ・ 特寡 ・ 勤			円				
	規則第6条第1項による控除			円				
控 除 後 の 所 得 額			円					

- (注) 1 ※印の欄は、記入する必要はありません。  
 2 必要な添付書類については、裏面に記載してあります。  
 3 記名押印に代えて署名することができます。

(裏)

## 1 添付書類

新規認定	死亡	児童及び申請者の戸籍謄本(抄本)
	離婚	児童及び申請者の戸籍謄本(抄本)
	(事実婚)	事実上の婚姻関係を解消したことの調査書 支給要件に関する調査書
	父母障害	児童及び申請者の戸籍謄本(抄本) 診断書(様式なし)
	生死不明	児童及び申請者の戸籍謄本(抄本) 警察等の発行する証明書
	遺棄	児童及び申請者の戸籍謄本(抄本) 父又は母が1年以上遺棄していることの調査書 父又は母の遺棄に関する調査書
	保護命令	児童及び申請者の戸籍謄本(抄本) 保護命令決定書の写し
	拘禁	児童及び申請者の戸籍謄本(抄本) 刑務所長等の発行する証明書
	未婚	児童及び申請者の戸籍謄本(抄本) 支給要件に関する調査書
	別居監護	児童の住民票(他の区市町村に居住の場合) 監護・生計維持の調査書
	養育者	児童の父母の戸籍謄本(抄本)(障害手当を除く。) 養育事実の調査書
	障害手当	診断書(様式なし)
	所得関係	所得に関する区市町村長の証明書(他の区市町村で課税されているとき。) 児童の生計を維持していたことの調査書(所得判定上必要あるとき。)
現況届	生死不明	警察等の発行する証明書
	遺棄	父又は母が1年以上遺棄していることの調査書(現況届用)
	拘禁	刑務所長等の発行する証明書
	別居監護	児童の住民票(他の区市町村に居住の場合) 監護・生計維持の調査書
	養育者	養育事実の調査書
	所得関係	所得に関する区市町村長の証明書(他の区市町村で課税されているとき。) 児童の生計を維持していたことの調査書(所得判定上必要あるとき。)

◎ その他、個別に必要な書類をご用意していただく場合がありますのでご了承ください。

## 2 添付書類の省略

- (1) 1通又は2通以上の書類で他の関係事項全てを明らかにすることができる場合には、その書類のみの添付で、他の書類は省略することができます。
- (2) 父又は母の障害に関する医師の診断書は、身体障害者手帳1～2級を所持しているとき等の場合には、手帳等の提示により省略することができます。
- (3) 障害手当における児童の障害に関する医師の診断書は、身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～3度を所持している場合若しくは「脳性マヒ」、「進行性筋萎縮症」である場合には、これらを証明できる手帳等の提示により省略することができます。
- (4) 児童扶養手当等と同時に申請(届出)する場合には、重複する書類については省略することができます。
- (5) あきる野市の現有する公簿等で確認できる事項については、当該事項に関する書類を省略することができます。

様式第2号(第9条関係)

(表)

様	第 号 年 月 日		
あきる野市長 <span style="float: right;">印</span>			
児童育成手当認定通知書			
年 月 日付けで申請のありました児童育成手当につきましては、下記のとおり認定しましたので、通知します。			
なお、この決定に不服があるときは、裏面のとおり審査請求又は取消しの訴えをすることができます。			
記			
受給者氏名		認 定 番 号	第 号
受給者住所			
支 給 月 額	円	支給開始年月	年 月分から
内    訳	支給対象児童氏名	手 当 種 別	支 給 月 額
		育成・障害	円
		育成・障害	円
		育成・障害	円
		育成・障害	円
備 考			

(注) 裏面の場合には、届出が必要となります。

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面であきる野市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あきる野市を被告として(訴訟においてあきる野市を代表する者はあきる野市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

次の場合には、届け出てください。

- 1 受給者について
    - (1) 氏名又は住所を変更したとき。
    - (2) 日本国内に住所を有しなくなったとき。
    - (3) 婚姻(事実上の婚姻を含む。)したとき。※育成手当を受給する場合のみ
    - (4) その他児童を扶養しない事情、手当を受給できない事情等が生じたとき。
  - 2 児童について
    - (1) 氏名又は住所を変更したとき。
    - (2) 年齢制限を超えたとき。
    - (3) 死亡したとき。
    - (4) 児童福祉施設等に入所したとき。
    - (5) その他支給要件に該当しない事情、手当を受給できない事情等が生じたとき。
- ※ 上記の場合のほか、毎年6月1日から6月30日までの間に、受給資格確認のための「現況届」の提出が必要となります。

様式第3号(第9条関係)

(表)

第 号 年 月 日	
様	
あきる野市長 印	
児童育成手当認定申請却下通知書	
年 月 日付けで児童育成手当の認定申請がありましたが、下記のとおり却下しましたので通知します。	
なお、この決定に不服のあるときは、裏面のとおり審査請求又は取消しの訴えをすることができます。	
記	
氏 名	
住 所	
却下した理由	

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面であきる野市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あきる野市を被告として(訴訟においてあきる野市を代表する者はあきる野市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第4号(第11条関係)

(表)

児童育成手当額改定申請書						
受給者	氏名			認定番号	第	号
	個人番号					
	住所	電話番号				
増額事由		ア 新たに児童を扶養することになった。 イ 他の種類の手当に該当するようになった。 ウ その他( )				
事由発生日		年 月 日				
新たに 対象となる 児童	氏名 (生年月日) 個人番号	続柄 同居別居	受給事由	父母の氏名 (生年月日)	障害の有無 (手帳の有無)	※支給 区分
	( . . )	同・別		父 ----- 母	有 ・ 無 (有 ・ 無) 「手帳 級」	育・障
	( . . )	同・別		父 ----- 母	有 ・ 無 (有 ・ 無) 「手帳 級」	育・障
	( . . )	同・別		父 ----- 母	有 ・ 無 (有 ・ 無) 「手帳 級」	育・障
上記のとおり、児童育成手当の額の改定について申請します。  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">氏名 _____ (印)</div> <div style="text-align: left; margin-left: 100px;">あきる野市長 殿</div>						

- (注) 1 ※印の欄は、記入する必要はありません。  
 2 必要な添付書類については、裏面に記載してあります。  
 3 記名押印に代えて署名することができます。

(裏)

1 育成手当・障害手当に共通して必要な書類

- (1) 対象児童の属する世帯の全員の住民票の写し(他の区市町村に住所を有する場合に限る。)
- (2) 受給者が、対象児童を別居して扶養している場合は、その事実を明らかにすることができる書類
- (3) 受給者が、父母に扶養されない対象児童を扶養している場合は、その事実を明らかにすることができる書類

2 育成手当に必要な書類

- (1) 対象児童の戸籍の抄本
- (2) 受給者が、父母に扶養されない対象児童を扶養している場合は、当該児童の父母の戸籍(又は除かれた戸籍)の謄本(又は抄本)
- (3) 父又は母が障害の状態にあること、父母が事実上の婚姻関係を解消したこと、父又は母の生死が明らかでないこと、父又は母が当該児童を1年以上遺棄していること、父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項(同法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による命令を受けていること、父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されていること、母が婚姻によらないで懐胎したことにより申請する場合で、対象児童の父又は母がその他の支給要件児童の父又は母と異なる場合(母が婚姻によらないで懐胎した児童については、同じであるときを含む。)は、それぞれその事実を明らかにすることができる書類

3 障害手当に必要な書類

支給要件児童の障害の状態に関する医師の診断書

※ 添付書類が省略できる場合

- 1通又は2通以上の書類により、関係事項の全てを明らかにすることができる場合は、その書類のみの添付で、他の書類を省略することができます。
- 父又は母の障害に関する医師の診断書は、身体障害者手帳1～2級を所持している等の場合には、これらを証明できる手帳等の提示により省略することができる場合があります。
- 障害手当における児童の障害に関する医師の診断書は、身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～3度を所持している場合若しくは「脳性マヒ」「進行性筋萎縮症」である場合等には、これらを証明できる手帳等の提示により省略することができます。
- 児童扶養手当等と同時に申請する場合には、重複する書類については省略することができます。
- その他あきる野市の現有公簿等により確認できる事項については、当該事項に関する書類を省略できる場合があります。



様式第5号(第11条、第17条関係)

(表)

	第 号 年 月 日		
様			
	あきる野市長 印		
児童育成手当額改定通知書			
<p>下記のとおり、児童育成手当の額を改定しましたので通知します。                  なお、この決定に不服があるときは、裏面のとおり審査請求又は取消しの訴えをすることが出来ます。</p>			
記			
受給者氏名		認定番号	第 号
受給者住所			
受給月額	円	改定年月	年 月分から
内 訳	支給対象児童氏名	手当種別	支 給 月 額
		育成・障害	円
		育成・障害	円
		育成・障害	円
		育成・障害	円
備 考			

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面であきる野市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あきる野市を被告として(訴訟においてあきる野市を代表する者はあきる野市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第6号(第11条関係)

(表)

第 号 年 月 日	
様	
あきる野市長 印	
児童育成手当額改定申請却下通知書	
<p>年 月 日付けで児童育成手当の額の改定申請がありましたが、下記の理由により却下しましたので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服のあるときは、裏面のとおりに審査請求又は取消しの訴えをすることができます。</p>	
記	
氏 名	
住 所	
却下した理由	

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面であきる野市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あきる野市を被告として(訴訟においてあきる野市を代表する者はあきる野市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第7号(第13条関係)

第 号  
年 月 日

様

あきる野市長 印

児童育成手当返還請求書

あなたに支給した児童育成手当について、過払金がありますので、下記により返還してください。

記

氏 名		認定番号	第 号
住 所			
請求(過払)金額	円	発生年月日	年 月 日
請求(過払)金の内 訳			
過 払 の 理 由			
返 還 方 法			
そ の 他			

様式第8号(第15条関係)

児童育成手当受給事由消滅届				
受給者	氏名		認定番号	第 号
	住所	電話番号 (旧住所 )		
受給資格がなくなった事由	ア 児童を扶養しなくなった。 イ 他の区市町村へ転出した。 ウ 児童が年齢制限を超えた。 エ 児童が死亡した。 オ 児童が父母と生計を同じくするようになった。 カ 児童が父又は母の配偶者と生計を同じくするようになった。 キ 児童が施設に入所した。 ク その他( )			
事由発生日	年 月 日			
上記のとおり、児童育成手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。  年 月 日  氏名 _____ (印)				
あきる野市長 殿				
※備考				

- (注) 1 ※印の欄は、記入する必要はありません。  
 2 記名押印に代えて署名することができます。

様式第9号(第15条関係)

児童育成手当額改定届			
受給者	氏名		認定番号 第 号
	住所	電話番号	
対象児童でなくなった児童の氏名・生年月日		対象児童でなくなった事由	事由の発生した年 月 日
( . . )		ア イ ウ エ オ カ キ ( )	. .
( . . )		ア イ ウ エ オ カ キ ( )	. .
( . . )		ア イ ウ エ オ カ キ ( )	. .
<p>[事由欄の記号について]</p> <p>ア 児童を扶養しなくなった。 イ 児童が年齢制限を超えた。</p> <p>ウ 児童が死亡した。</p> <p>エ 児童が父母と生計を同じくするようになった。</p> <p>オ 児童が父又は母の配偶者と生計を同じくするようになった。</p> <p>カ 児童が施設に入所した。 キ その他( )</p>			
<p>上記のとおり、児童育成手当の額の改定について届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 印</p> <p>あきる野市長 殿</p>			
※ 備 考			

- (注) 1 ※印の欄は、記入する必要はありません。  
 2 記名押印に代えて署名することができます。

様式第10号(第16条関係)

児童育成手当受給者等氏名変更届				
受給者	氏名		認定番号	第 号
	住所	電話番号		
旧 氏 名		新 氏 名		変 更 年 月 日
		フリガナ	年 月 日	
		フリガナ	年 月 日	
		フリガナ	年 月 日	
		フリガナ	年 月 日	
		フリガナ	年 月 日	
<p>上記のとおり、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ (印)</p> <p>あきる野市長 殿</p>				

(注) 記名押印に代えて署名することができます。



様式第11号(第16条関係)

児童育成手当受給者等住所変更届				
受給者氏名		認定番号		第 号
新住所	電話番号			
旧住所	電話番号			
変更年月日	年 月 日			
支給要件児童	氏 名	旧 住 所 ----- 新 住 所	同居・別居の別	変 更 年 月 日
		-----	同・別	. .
		-----	同・別	. .
		-----	同・別	. .
		-----	同・別	. .
<p>上記のとおり、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ (印)</p> <p>あきる野市長 殿</p>				

- (注) 1 児童と別居することになる場合は、児童の住民票の写し(他の区市町村に居住する場合のみ)と事実を明らかにすることができる書類を添えてください。
- 2 記名押印に代えて署名することができます。

様式第12号(第17条関係)

(表)

様		第 号 年 月 日	
		あきる野市長 印	
児童育成手当受給資格消滅通知書			
<p>あなたの児童育成手当の受給資格が、下記のとおり消滅しましたので通知します。 なお、この決定に不服があるときは、裏面のとおり審査請求又は取消しの訴えをすることができます。</p>			
記			
氏 名		認定番号	第 号
住 所			
消 滅 事 由			
消 滅 年 月 日			
備 考			

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面であきる野市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あきる野市を被告として(訴訟においてあきる野市を代表する者はあきる野市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第13号(第18条関係)

未支払児童育成手当請求書

死亡者	氏名		認定番号	第 号
	住所		死亡した日	・ ・
請求者である児童	氏名			
	住所	電話番号		
請求の内容	支給期間	年 月分から 年 月分まで	請求金額	円
払渡希望金融機関	名称		口座番号	
備考				
<p>児童育成手当未支払額を、上記のとおり請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">請求者氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>あきる野市長 殿</p>				

(注) 記名押印に代えて署名することができます。

あきる野市児童育成手当条例施行規則

様式第14号(第20条関係)

(表)

申請 認定	年 月 日 年 月 日	児童育成手当受給者台帳				認定番号	第 号				
氏名	男・女	住	電話番号		金融機関	支給開始年月	年 月				
生年月日	年 月 日	所	(変更 . . .)			(変更 . . .)					
配偶者の有無	有・無	氏名 (生年月日)	続同居・別居 の別	柄居	手当区分	該当事由	該当年月	非該当事由	非該当年月	備考 (父母・児童の障害状態等)	
支給要件児童	( . . . )	同居・別居	育成手当			・			・		
	( . . . )	同居・別居	障害手当			・			・		
	( . . . )	同居・別居	育成手当			・			・		
	( . . . )	同居・別居	障害手当			・			・		
	( . . . )	同居・別居	育成手当			・			・		
	( . . . )	同居・別居	障害手当			・			・		
備考						資格消滅	年 月 日	年 月 日			
							事 由				
受給者氏名	住 所			認定番号	第 号						



様式第1号（第8条、第14条関係）

（平10規則17・全改、平11規則22・平12規則23・平17規則36・平18規則25・平24規則21・平27規則32・平28規則9・一部改正）

様式第2号（第9条関係）

（平10規則17・全改、平17規則17・平28規則9・一部改正）

様式第3号（第9条関係）

（平17規則17・全改、平28規則9・一部改正）

様式第4号（第11条関係）

（平10規則17・全改、平11規則22・平12規則23・平24規則21・平25規則29・平27規則32・平28規則9・一部改正）

様式第5号（第11条、第17条関係）

（平17規則17・全改、平28規則9・一部改正）

様式第6号（第11条関係）

（平17規則17・全改、平28規則9・一部改正）

様式第7号（第13条関係）

（平17規則17・全改、平18規則32・一部改正）

様式第8号（第15条関係）

（平10規則17・全改、平12規則23・平27規則32・平28規則9・一部改正）

様式第9号（第15条関係）

（平10規則17・全改、平12規則23・平27規則32・平28規則9・一部改正）

様式第10号（第16条関係）

（平10規則17・全改、平12規則23・平27規則32・平28規則9・一部改正）

様式第11号（第16条関係）

（平10規則17・全改、平12規則23・平27規則32・平28規則9・一部改正）

様式第12号（第17条関係）

（平17規則17・全改、平28規則9・一部改正）

様式第13号（第18条関係）

（平10規則17・全改、平12規則23・一部改正）

様式第14号（第20条関係）

（平10規則17・全改）